

宋初天台における使帖の意義

林 鳴 宇

はじめに

近年、金井徳幸、小島毅、松本浩一、須江隆ら諸氏により宋代の寺廟記録の研究が盛んに行われた。これらの研究は、宋代において各地に設置された仏教寺院、道観、城隍廟、土地堂などの宗教施設に残された様々な記録を中心に、それらの宗教施設が如何にして地域社会や中央政権との交渉してきたか、その実態を明らかにした。本論文は、それら先哲の諸研究を踏まえながら、新しい資料に基づき、新たな視点から論究を行なうものである。

宋代天台宗の史料集である『四明尊者教行録』や『宝雲振祖集』、『螺溪振祖集』（いずれも大正蔵四六冊に収録）には、明州にある天台宗の寺院の、「住持制度の認定」や「賜額」などをめぐる地方行政及び中央政権との交渉の記録が見られる。これらの記録は、北宋時代、南宋時代のものに分けられ、中には、従来の研究ではほとんど注目されてこなかった「使

帖」も数点存在する。また、地方行政が発行した「使帖」に対し、寺院側が不服を申し立て、「使帖」が再発行された事例も見られるため、宋代寺院制度の形成に新しい資料を提供するものと考えられる。これらに言及することによって仏教界を含む当時の社会全体の構造を解明することにも寄与したい。

一 唐代仏教界に与えられた使帖の様相について

公文書としての「使牒」、「使帖」あるいは「牒」、「符」、「帖」が、いつの時代から開始されたかは、明確にし難い。しかし、寺院などの宗教施設が、国家機関との交渉の経緯としてのこのような公文書を受け、さらに石に刻み、境内に立てるといったことは、諸文献にしばしば見られる。以下、唐代の使帖の諸例について検討する。

唐代の徐靈府の『天台山記』によれば、かつて智顗が天台山で建てた十二道場の一箇所（台州の竜山集雲院のこと）は、

宋初天台における使帖の意義（林）

貞元四年（七八八）に、「使牒」に従い、近隣の黄巖県の廃寺の寺額を受け、「禪林寺」と改名したという。寺院名まで簡単に変えることができるということは、この「使牒」の発行元は明言されていないものの、国家権力の行使によるものであるに違いない。

日本の円仁は、『入唐求法巡礼行記』の中で、国家機関が「使牒」また「使帖」を出し、留学僧に対して、出身国、滞在の寺院や経緯、勉強した学問などの調査事項を求め、これに従わない者には罰則が科されたなどのことが記されている。『入唐求法巡礼行記』では、「使帖」の出所を「功德使」と示す箇所がいくつかある。貞元四年（七八八）の改制によって、唐王朝では左右街大功德使、東都功德使、修功德使などの役職が生まれた。寺院の統制を強化するための監察機能を有していたのが、この功德使である。円仁がいう「使帖」のすべては、天下の僧尼を統括する功德使によって出されたものである可能性も否定できない。

宋代の洪邁の『容齋三筆』の「総持寺唐勅牒」によれば、隆興府（今の江西省南昌市）の総持寺のある石碑に、唐代の公文書が刻まれている。その一つは、乾符三年（八七六）に、洪州（今の江西省南昌市周辺）の都督府（地方の首長）より僧の仲邈に対して与えられた牒文である。もう一つは、中和五年（八八五）に、監軍使（観察使に次いで、皇帝より派遣された地方

の政治を監督する官僚）より僧の神遇に与えられた帖文である。これら公文書の内容については、詳しく記されていない。しかし、寺院が地方長官の公文書を石碑に刻むこと自体が、国家権力の絶対的権威を認めることであり、同時に地方の行政が宗教界と積極的に連携したとも考えられる。

以上の三例により、唐代において、少なくとも仏教界に与えられた「使帖」などの公文書は、国家の寺院監察機関や地方の行政機関から、出された行政命令の一種である。ただし、寺院と行政機関との交渉の経緯がほとんど残されていないため、「使帖」が仏教寺院に対し、どのような役割を具体的に果たしたかについては明らかにすることができない。

二 宋代天台の文献から見られる「使帖」類の資料について

『四明尊者教行録』、『宝雲振祖集』や『螺溪振祖集』の三書は、宋代天台を中興した四明知礼、及びその師匠の螺溪義寂、師祖の宝雲義通の三者に関わる資料集である。これらの三書に収録された、国家機関が各天台寺院に宛てた公文書は以下の通りである。

- ①「使帖延慶寺」、②「乞聖旨申礼部公牒」、③「三省同奉聖旨」、④「聖旨本州出給公牒」（『四明尊者教行録』）
- ⑤「本朝賜額敕黄」（『螺溪振祖集』）

⑥「省牒」、⑦「敕黄」、⑧「使帖」(『宝雲振祖集』)

前述した唐代使帖と比べて、これらの三書に収録された公文書資料は、その内容が具体的であり、寺院側がどのような経緯でこれらの公文書を受けたのかについても確認することができる。

以上の八つの資料をまず、作成年代から分けると、①「使帖延慶寺」、⑤「本朝賜額敕黄」、⑥「省牒」、⑦「敕黄」、⑧「使帖」の五点は、北宋初頭に宋王朝の政治が最も安定した時代のものである。②「乞聖旨申札部公掇」、③「三省同奉聖旨」、④「聖旨本州出給公掇」の三点は、南宋初頭に北宋王朝が滅び、南宋王朝が江南の杭州に遷都したばかりの頃のものである。各時代に作成された公文書は、いずれも国家機関により発行され、記念として寺院の石碑に刻まれたものであるが、その本来の書式や役割はそれぞれ異なっている。以下、寺院別にこれらの「使帖」類の資料の内容や役割について検討する。

(一) 北宋時代延慶寺の例

明州の延慶寺は、知礼が宋代天台を中興した重要な拠点である。①「使帖延慶寺」は、明州の行政機関が延慶寺宛てに出した中央政府の命令をまとめた公文書である。この使帖では、延慶寺側と明州府と交渉、そして中央省庁の対応を詳しく記している。

宋初天台における使帖の意義(林)

使帖によれば、知礼が延慶寺を「十方住持制の天台寺院」にするために大中祥符三年(一〇一〇)に明州府に出した上申書が、その発端であった。明州府は同年の七月に、中央政府の中書省に延慶寺の件について陳状し、その回答を待っていた。しかし、回答がなかなか来なかったであろうか、知礼はさらに弟子たちを動員し、弟子六人の名義で同伴について八月に再び明州府に上申書を出したのである。弟子たちの上申書が功を奏したのか、同年十月に、皇帝の聖旨とともに中書省の劄子が下された。明州府はこれに従い、使帖を作成し延慶寺に伝えた。ただし、その内容は、「既存のほかの十方住持制の寺院」の様式に従うべきであったものだったようであり、延慶寺側はこれを鵜呑みすることができなかった。遂に大中祥符四年(一〇一一)の四月に、三度目の上申、すなわち「十方住持制の天台寺院」を明記するような公文書を求めたいとの嘆願を明州府に出したのである。これには、さすがに明州府も困惑した様子であり、明州府専属の僧官(僧正司)に至急問い合わせ、対応を依頼した。そこで、僧官が延慶寺の事情を調べ、中央省庁の劄子や皇帝の聖旨が意味する内容が、延慶寺の要望とまさに一致することを明州府に助言した。同年七月に、明州府は延慶寺の要望に沿って、「長く天台教法を演ずる」云々の語句を入れ、この「使帖延慶寺」を作成し、知礼はこの公文書を石碑に刻み、「十方住

宋初天台における使帖の意義（林）

持制の天台寺院」としての根拠にしたのである。

この「十方住持制の天台寺院」にこだわった使帖は、天台教団史のみならず、中国仏教制度の研究にとっても特殊な意義を有する。すなわち、十方住持制度はそもそも、有能な者であれば、宗派を問わずに、寺院の住持になれるという制度である。知礼は、一見すると矛盾する十方住持制度と天台祖統の維持とを整合させた。この点について、この使帖が貴重な範例を提供するのである。結局、このような政府発行の公文書のもとで、延慶寺に引き続き住持した知礼の門流たちは、数百年に亘り、十方叢林でありながらも、天台の祖統を維持する努力を続けた。

（二）北宋時代伝教院の例

明州の伝教院は、知礼の師匠である義通の住持寺であり、若き知礼が勉学する場所でもあった。『螺溪振祖集』が収録した⑥「省牒」、⑦「敕黄」、⑧「使帖」の三点は、太平興国六年から七年の間の、伝教院の賜額についての公文書である。『宝雲振祖集』が収録した⑤「本朝賜額敕黄」は、大中祥符元年の、同じく伝教院の賜額についての公文書である。内容に重複する部分があるため、本論文では⑥「省牒」、⑦「敕黄」、⑧「使帖」の三点について検討する。

ここの「省牒」は、中央政権の管轄省庁である中書省が明州府宛てに出した陳状に対する回答である。「敕黄」は、天

子より賜額・賜号を行う際に、中書省が明州府宛てに作成した、恩賜の事実を証明するための公文書である。「使帖」は、明州府が伝教院宛てに出した中央省庁の命令をまとめた公文書である。

『螺溪振祖集』の所録によれば、事件の発端は、太平興国六年（九八二）の十二月に、伝教院住持僧義通の弟子にあたる延徳が明州府に出した賜額の上申書である。中国では、唐代以降において、一部の寺院に皇帝の勅額を下賜される制度ができ、これら勅額を受けた寺院は、たちまち国家公認の大寺になり、国家の保護政策の恩恵を受けるようになった。

一方、明州府が延徳の上申書に基づき、中書省に陳状したところ、同じく十二月に「省牒」が下され、明州府に伝教院の歴史や規模などを調べて報告するように命じられた。そこで、明州府は、専属の僧官（僧正司）に対して調査の命令を出し、さらにその調査結果を中書省に報告した。太平興国七年（九八三）の四月、中書省の「敕黄」が明州府に届けられ、皇帝から伝教院に対して「宝雲禅院」の勅額も下賜された。同年六月、明州府は本件の経緯を「使帖」の形式で作成し伝教院に伝えた。伝教院もこの三点の公文書を石碑に刻み、末永く伝えることとした。

伝教院の公文書の授受は、延慶寺の例に比べて、二十年ほど早い。しかし、使帖の授受をめぐる寺院、州府、中書省、

皇帝による上下の連携関係には、それほど大きな変化が見られない。北宋の初頭において、地方の寺院と地方行政や中央政府との交渉の形式には、定式化の傾向があると言える。国家の寺院監察機関や地方の行政機関から、出された行政命令のような唐代の「使帖」に比べて、宋代の「使帖」は、地方の行政機関が中央省庁の命令や事柄の経緯を集約した証明書の性質を有する公文書の一種であるといえることができる。

(三) 南宋時代延慶寺の例

②「乞聖旨申礼部公扱」、③「三省同奉聖旨」、④「聖旨本州出給公扱」の三点は、南宋時代の延慶寺の寺院復旧に関連する公文書である。「乞聖旨申礼部公扱」は、明州の地方長官の陳状書を基にして、中央省庁の礼部が認めた指示を加えたものであり、公的機関が発行した証明書のように見える。先述した北宋時代の二例に比べて、寺院側の上申はなくなり、官僚主導の点が目立つ。「三省同奉聖旨」は北宋時代の「省牒」と同様の性質を持つが、北宋時代の管轄機関である「中書省」に対し、南宋時代では「中書・門下・尚書」の三省となった。「聖旨本州出給公扱」は、北宋時代の「使帖」のようなものであり、明州府が延慶寺のために作成した寺院復旧することができる証明書である。

「公扱」は、「公憑」とともに、北宋の中期より、行政機関が頻繁に発行した資格や事実を認証する公的な証明力をもつ

宋初天台における使帖の意義（林）

ものである。北宋初頭の「使帖」が後に「公扱」へと変わった理由は、史書では記されていないものの、宋の官僚制度は元豊五年（一〇八二）に抜本的な変革、「元豊の改制」を遂げ、行政制度も一層完備された。この時期に「使帖」は廃止され、「公扱」や「公憑」に移行したと思われる。

結び

『四明尊者教行録』、『宝雲振祖集』や『螺溪振祖集』の収録した「使帖」に関わる諸文を精読することによって、宋初天台の一つの大きな動向、すなわち天台の特色ある「十方住持制」の形成について、一層把握することができ、高雄義堅『宋代仏教史の研究』の第三章「宋代寺院の住持制」に書かれた「十方住持制」の諸観点を補完することもできる。また、「使帖」という公文書を通して、新たな視点、すなわち寺院の立場から宋王朝の宗教制度を検証し、国家権力が宗教施設に統治力を示した一方、仏教の寺院も地域社会に独自の存在感を示しつつあった点をも確認することができる。

〈キーワード〉 使帖、延慶寺、十方住持、宝雲寺

（駒澤大学非常勤講師）